平成２８年（フ）第６８号
神奈川県横須賀市馬堀海岸４丁目２番Ｂ－107号、申立時の住所鹿児島県鹿屋市西原３丁目12番１号　503号
債務者　小原りえ子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
鹿児島県鹿屋市王子町4523番地６　コーポ永山102号
債務者　西　　秀作
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第７４号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目12番３号　サーヤコーポ寿201号
債務者　中島　明洋
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
佐賀市高木瀬西４丁目２番18号　ビバブル21　101、前住所佐賀市神野東３丁目12番38－602号　タケダビルⅡ
債務者　野村　祐二
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９６号
青森県弘前市大字高杉字山下126番地５
債務者　三上　華栄
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第８８号
広島県府中市中須町1316番地１
債務者　奥家　克英
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第９４号
青森県黒石市大字黒石字建石31番地22
債務者　成田　敏幸
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第９５号
青森県黒石市大字黒石字建石31番地22
債務者　成田眞理子（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１２８号
神奈川県横須賀市小矢部２丁目33番３号　マドレーヌの瞳201
債務者　鶴　　繁光
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第９５０号
名古屋市東区砂田橋２丁目１番　矢田川パークハウスＤ－910号
債務者　ｗｅｄｄｉｎｇティファニーこと　堀米　俊行
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１２４号
名古屋市名東区西山本通３丁目27番地の２　セントラルハイツ401号、従前の住所名古屋市守山区喜多山南16番４号　グリーンハイツ喜多山Ａ棟101号
債務者　伊藤　祐樹
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５１号
栃木県宇都宮市ゆいの杜３丁目３番１号　アルドールＤ102、前住所栃木県小山市神鳥谷４丁目５番１号　ハイグレード寿Ⅰ－102号
債務者　影山　初代
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２８０号
岡山市南区福島２丁目20番17号プリムローズ福島110号室、旧住所岡山市中区高屋192番地１菜園～ＳＡＩＥＮ～106号室
債務者　椋田　紘貴
1　決定年月日時　平成28年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８１号
岡山市南区福島２丁目20番17号プリムローズ福島110号室、旧住所岡山市中区高屋192番地１菜園～ＳＡＩＥＮ～106号室
債務者　椋田　菜美
1　決定年月日時　平成28年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８６号
岡山市北区大学町４番１号山下ビル202
債務者　赤木　　元
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部